

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第19条第5項中「当該各項に」を「、これらの規定に」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大磯町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年大磯町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄